

歯科点数等 Q & A

(機械的歯面清掃処置)

Q 1 歯周病重症化予防治療 (P 重防) を開始する月 (初回時) に、P 重防を開始する日よりも以前に機械的歯面清掃処置 (歯清) を行った場合は算定できるか。

A 1 P 重防を開始する月に歯周病検査を行い、P 重防開始の判断を行う場合には、歯周病検査の実施日より前に行った歯清は算定できません。

※ 歯科点数表の解釈 (2022 年 4 月版、社会保険研究所、以下、青本) p290 (事務連絡平 28.6.14 「歯科」 問 11)

Q 2 歯清について、歯科診療特別対応加算 (特) または初診時歯科診療導入加算 (特導) を算定した患者さんには、月 1 回に限り算定できるが、これらの加算を算定した日に限り、算定できるのか。

A 2 同一初診期間内に特または特導を算定した患者さんであれば、これらの加算を算定していない日であっても歯清を算定できます。なお、同一月にこれらの加算の算定がない場合は、同一初診期間内に特または特導を算定した旨をレセプトの摘要欄に記載してください。

※ 青本 p290 (事務連絡平 30.3.30 「歯科」 問 33)